平成 25 年

2月定例会会議録

平成 25 年 2 月 13 日

萩・長門清掃一部事務組合議会

目　　次（第1号）

○議　事　日　程　……　3
○出　席　議　員　……　3
○日　程　第　1　会議録署名議員の指名　……　3
○日　程　第　2　会期の決定　……　4
○日　程　第　3　諸報告　……　4
○日　程　第　4　一般質問　……　7
○岡﨑　巧議員　……　7
　　1　ごみ処理手数料について
○日　程　第　5　議案第２号から議案第４号まで　……　１３
○討　　論　……　１５
○表　　決　……　１５

平 成 ２ ５ 年 ２ 月

萩・長門清掃一部事務組合議会定例会会議録（第１号）

議 事 日 程 第 １ 号

平成２５年２月１３日（水曜日）午前１０時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸報告
第４　一般質問
第５　議案第２号から議案第４号まで

○本日の会議に付した事件
日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　諸報告
日程第４　一般質問
日程第５　議案第２号から議案第４号まで

○出席議員（８名）

１番	阿 波 昌 子 君
２番	大 下 和 政 君
３番	青 木 賢 次 君
４番	西 島 孝 一 君
５番	岡 﨑 　 巧 君
６番	松 永 亘 弘 君
７番	広 兼 義 烈 君
８番	柴 田 保 央 君

○説明のため出席した者

管　　理　　者	野 村 興 兒 君
副 管 理 者	大 西 倉 雄 君
事 務 局 長	平 田 幸 三 君
事務局副局長兼次長	重 原 敏 男 君
事務局主幹兼次長補佐	安 田 　 学 君
会 計 管 理 者	吉 村 秀 之 君
事 務 局 主 幹	田 邊 　 信 君
事 務 局 主 幹	山 中 伸 彦 君
事 務 局 主 幹	上 田 秀 男 君
事 務 局 主 幹	津 室 　 猛 君
事 務 局 主 幹	河 野 広 行 君
事 務 局 主 幹	今 浦 功 次 君

○書記出席者

書　　記　　長	藤 岡 敏 彦 君
書　　記	濱 村 祥 一 君
書　　記	光 永 忠 由 君

午前１０時００分開会

○議長（柴田保央君）　ただいまから、平成２５年２月萩・長門清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（柴田保央君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、１番、阿波議員、３番、

青木議員を指名いたします。

日程第２　会期の決定

○議長（柴田保央君）　日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田保央君）　御異議なしと認めます。したがって会期は、本日一日限りと決定をいたしました。

日程第３　諸報告

○議長（柴田保央君）　日程第３、諸報告を行います。

組合管理者より報告を求めます。管理者。

〔管理者　野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君）　定例会に当たりまして４点、御報告を申し上げたいと思います。

まず最初は、新清掃工場整備運営事業についてであります。新清掃工場建設工事につきましては、これまで日立造船株式会社と協議を行いながら、基本設計及び詳細設計を進めてまいりましたが、設計協議は順調に進捗し、２月１５日に建築確認申請書の提出を行う予定であります。あわせて、日立造船株式会社においては、土木建築工事等にかかわる協力企業についての業者選定準備を順次進め、今後、本格的に着手することとなっております。今後、建築確認済証が交付された後に、用地造成工事の進捗状況を見きわめながら、６月末までには現地着工する予定であります。本組合としては、工事が安全に行われることはもとより、技術提案書及び実施設計図書等の確実な履行について確認をし、適切な工事監理を行ってまいります。

２番目に用地造成工事についてであります。新清掃工場の用地造成工事については、協和建設工業、黒瀬建設、中原組、クロセ共同企業体により工事を進めておりますが、昨年末に防災調整池が完成したことに伴い、雨天時に排出する工事排水は、防災調整池を経由をして、小原川に排出させることといたしました。一方、昨年１０月末に新清掃工場敷地西側ののり面保護工事の実施に当たり、アンカーの引き抜き試験を実施いたしましたが、想定以上に岩盤がもろく、アンカーの長さを延長する必要があること、あわせて、擁壁工事の基礎地盤試験において、敷地北側の地盤が軟弱で、地盤改良の必要があることが判明したことなどから、設計変更を行い、工事請負契約の一部を変更することといたしました。

３番目に、アクセス道路、市道小原畦田線の整備についてであります。新清掃工場へのアクセス道路となる市道小原畦田線の三見畦田から新清掃工場までの１．２６キロメートルの区間については、萩市において平成２２年度より毎年二つの工区に分けてそれぞれ萩市、阿武町及び長門市の事業者により工事を行ってまいりましたが、昨年末、新清掃工場手前約４００メートル付近ののり面頂上部に亀裂が生じました。この部分については、萩市において本年度中に工法を再検討して、平成２５年度に改めて実施することとしており、こののり面保護工事と１．２６キロメートル全区間の舗装工事でアクセス道路の整備はすべて完了いたします。本道路は既に新清掃工場建設工事の工事用車両の進入路として利用しておりますが、平成２５年度末には、小原地区及びその周辺地区にお住いの皆様方の利用が可能となります。

最後に、供用開始に向けた諸準備についてであります。本組合においては、新清掃工場の平成２７年４月供用開始に向けて、新清掃工場に直接ごみを搬入される事業者等から徴収するごみ処理手数料について、調査、研究を進めておりますが、今年度末には本組合及

び組合構成市職員で構成するごみ処理手数料検討委員会から、ごみ処理手数料のあり方等の案について報告を受ける予定であります。これを受けて、来年度早々、萩市、長門市両市の市民、事業者の代表者と学識経験者で構成するごみ処理手数料審議会を設置し、新清掃工場のごみ処理手数料について、審議会の御意見を受けて決定したいと考えております。なお、ごみ処理手数料案については、平成２５年度の本組合議会の２月定例会において、御審議をいただく予定であります。

今後も、両市が協力し合い、新清掃工場の平成２７年度稼働に向けて鋭意事業を推進してまいりますので、御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、４点、御報告を申し上げました。

○議長（柴田保央君）　組合管理者の報告は終わりました。７番、広兼議員。

○７番（広兼義烈君）　ただいまの管理者の方から４点にわたって説明を受けたところですが、再度ですね、もうちょっと具体的に説明をお願いしたいところがありますので質問させていただきます。

まず、第１点につきましては、用地造成工事でありますが、１月臨時会の議案説明の中で、造成地の地質が想定以上に軟質であるということが判明したということで、設計変更に至るまでの説明があったところであります。今回のこの今の説明によりますと、地盤が軟弱であると、こういうふうな表現になっております。そういうことですね、私は全くの素人ですので、地質が軟弱というのは一体どういう意味なのか。そしてまた、地盤が軟弱、この辺の違いというのは一体どうなのかと。専門的なことはわかりませんので、その辺についての御説明をお願いいたします。

要は、私は言いたいところは、素人目にもあの土地が、どうもあんまり地盤のいいところじゃないというふうに思っております。で、長年使う土地ですので、十分なですね、調査があってしかるべきだと、こういうことで質問しているわけです。

よろしくお願いします。

○議長（柴田保央君）　管理者。

○管理者（野村興兒君）　今、広兼議員から、この地盤の問題についてお尋ねをいただきました。

今、この報告ということで、４点お話をしました中の、一つは工場が設置されます用地のこの土地がこの地盤がちょっと弱いということと、もう一つは、道路の方のですね、この問題。二つあるわけでございます。今、お話しましたようにこの説明でこの新清掃工場西側ののり面保護工事に当たって云々ということで、アンカーの引き抜き工事をやりましたところ、この試験をやりましたところ、想定以上に岩盤がもろいということであります。こういうようなことで少しアンカーの長さ、アンカーというのはこの地盤にこののり面にですね、この深く刺して、この安定化を図るそういう工事でありますが、そういうようなこと。そしてまた、北側の方もやや地盤が軟弱だと。地盤改良の必要があるだろう。こういう話であります。ま、この内容、技術専門家の方の立場からお話を今、説明をいたします。

いま一つの道路の話は、３番目にお話しましたように、この清掃工場手前約４００メートル付近ののり面頂上部に亀裂が生じたとこういうふうに今、説明をしたわけであります。まあこのあたり、ずっとこの一体についてはかなりこの土地等はこの地盤等が弱いというふうにいわれておりましたので、最新の注意を払ってきているわけでありますので、もしこういうふうなこの具体的な事実が今度わかりましたので、今後将来、もし万が一のり面が崩壊するとかそういったことのないようにですね、特にその清掃工場の用地については、

かなりこののり面の角度とかいろんなものを注意をしております。それはある意味では想定しておったわけでありますが、いましたが、まあ、このあたりの地盤の問題、こういったようなこともございますので、安全を置くという観点でこのような対応をしているわけであります。

２番の具体的な地盤の様子等については、専門の方で今、お答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田保央君）　事務局主幹。

○事務局主幹（安田　学君）　地質についてお答えします。

あの、当初ですね、設計をする前に、ボーリング調査というのを行いますが、これによって地質の種類を調べます。この清掃工場の箇所につきましても、そういう地質調査を行いました。最終的にはＮ値が５０というまああの専門的なことになるんですけど、建築物を建てる場合に、杭を杭の支持力というのがありますが、それの地質まで調べるということになります。今回、そういう地質までのところまで調べましたが、その中で一部その地質の中に、岩盤の地質の中に粘性土等がまざっておりましたので、地質的には堅いのですが、そういうあの地質というのは堅さを調べるので上からたたいて調べるということになります。今回のアンカー工事というのは、反対に今度は引き抜きという行為を行いますが、こういう行為は、のり面を切ってみないとですね、そういう工事がなかなかできませんので、今回も通常どこでもやっている工事のように、そういう試験的な工事をやりました。それによりまして、今回、岩盤の中に、粘性土が混じっていた関係で、引き抜きの中で、四段階に分けて引き抜きを、圧をかけるのですが、その一番最終段階でアンカーの杭が抜けたということをですね。再度検討をいたしまして、今回ののり面のアンカー工法の延長を（決定を）いたしました。

地盤につきましては、その盛土の部分でですね、補強盛土と言う工事をやりますが、そこにいわゆる擁壁の下の地盤自体が悪かったので、またそれは違う調査方法になりますが、平板載荷という工事をやるんですが、それは上からの今度は圧力をかけて調べる工事をやります。それによって、一部やわらかいところの土がありましたので、その対処法といたしまして、セメントによる硬化剤を入れまして安定させたという、そういう工法でやっております。

以上です。

○議長（柴田保央君）　７番、広兼議員。

○７番（広兼義烈君）　素人なりにもややわかったような気がします。

それであの、何はともあれ、長年使うものですから、あの、造成地につきましてもですね、安定した地盤の上に本体工事ができるようにというふうに思っております。

続いてですね、アクセス道路の整備ですけれども、今日はあと現地に行くということなんで、見たらわかるということになると思いますが、亀裂の状態、これがどの程度のものかということで本年度中に工法等の検討をして２５年度に実施するというふうなことがありましたので、かなり大きな亀裂ではないかなというふうなことを想定しとるわけです。そういうことで、その辺はどうなんだろうかということと。

それから、何年度施工された工事箇所なのか。何年度にですね、その辺。

それから、これから言いたいこと言うんですけれども、こういうことが起きるというのは、設計に問題があったのかどうか。あるいは施工に問題があったのか。あるいはまあ、いわば通常言います災害的なものなのか。その辺はどうなんだろうかということでありま

す。

それからまた、事業によっては当然、瑕疵担保というのがありますけれども、この辺についてはどうだろうかと。この辺について、御説明をお願いします。

○議長（柴田保央君）　管理者。

○管理者（野村興兒君）　用地の問題については、一つはそういうその理念の問題。これはアンカー工法によるもの。まあそして、いま一つは地盤改良ということで、まあそういうコンクリ、セメントをまあ注入をすると、こういうことであります。

今最後に御指摘ございましたのは道路の方の話でありますが、のり面のまあこの手前、新清掃工場手前４００メートル付近のこの頂上部の亀裂と、こういうことであります。実はこのかなりこの三見この地域については、地盤が余りよくないと言う話でありますから、そこは細心の注意を払ってやってきたつもりでありますが、やはりそういった、こういった調査をずっとですね、かなり詳細にやってきてます。で、のり面にそういう亀裂があると。これはもう大変な話でありますから。実は御承知のとおり、萩三隅道路、あれも完成後にですね、県工事の部分についてのり面が崩壊しました。これ大変だったんですね。ずっと片面。一番初めは全面通行禁止。片面これが半年ぐらいですか。こういうことがありましたので、とにかく細心の注意をしてやる。こういうことであります。

瑕疵担保関係については、そういった今度は地盤のかなりこの状況の悪いところ、まあこれは皆、業者もしっかり知っているわけですから、そういったことを踏まえながやってきております。

状況については担当の方からお答えいたします。

○議長（柴田保央君）　主幹。

○事務局主幹（安田　学君）　工事年度につきましては、平成２４年、今年度工期。

場所につきましては、畦田から小原に越す右側ののり面です。のり面といたしましては左ののり面の方が長いですけど、右ののり面の方が一部クラックが入りまして、あの、場所といたしましてはあの、工法といたしましては、のり枠を、一番上の段はやっております。そののり面の間からクラックが入りました。

当初、法枠という工事で施工しておりました。ある程度やわらかいというのは萩市の方、まあ事業主体が萩市なんですけど、わかっておりましたので、そういう普通は工法的に、のり面を切って植栽という工事より、もう少し安定させる工事ということで、のり枠を施工しておりましたが、部分的にそういうことが入りましたので、今回、萩市の方で今、土質調査をもう一度行いまして、今後どうするかの検討を今、行っておる段階です。

今年度は調査になりますが、来年度以降、その辺を踏まえ、工事を着工することになっております。

工事の方は来年度行うことになります。

以上です。

○議長（柴田保央君）　以上で、諸報告を終了いたします。

日程第４　一般質問

○議長（柴田保央君）　日程第４、これより一般質問を行います。

一般質問は、１名の議員より通告を受理しております。議席番号５番、岡﨑議員。５番、岡﨑議員。

〔５番　岡﨑　巧君登壇〕

○５番（岡﨑　巧君）　皆さんこんにちは。長門市議会の岡﨑巧です。

先ほどの管理者の報告で、新清掃工場建設工事の進捗状況や、ごみ処理手数料決定への方向性が明らかにされました。今後は、粛々と審議が進むことを期待しています。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

ごみ処理手数料について、１問目は基本的な考え方とその対応について。２問目は、ごみ処理手数料審議会の構成と今後の予定について、２問通告しています。

檀上では、１問目の、基本的な考え方とその対応について。その中で、ごみ処理の統一と処理原価の算出方法について尋ね、檀上での質問を終わります。２問目から、自席にて行います。

○議長（柴田保央君）　管理者。

○管理者（野村興兒君）　岡﨑議員から、２点お尋ねいただきました。

最初のごみ処理の手数料の問題でありますが、これは前回、定例会、秋の定例会におきましても具体的にいろいろお尋ねをいただきました。そのときお答えしましたまあ流れと基本的には同じでございますが、まあとにかくこのごみの手数料、これはこの今、国の流れが大きく変わってきたということ、まあ前も申しました。このごみの量がどんどんふえていく。こういった中で、ごみを大量に出す人、量に応じて応分の負担をし、まあできるだけ減量化を図ってほしい。こういう思いがまあ環境庁のまあ基本方針という形で出されたわけであります。これは前回もお話をしたとおりであります。私どもはそういうふうな国の流れ、国の基本方針に即しまして、有料化の道を、実は萩市は辿ってきておりますし、長門においても、そういう計画を既に立案をされているわけでございます。まあそういう中で、今、基本的な考え方、対応ということで、一つは、新清掃工場で受けるごみのこの対象となるもの、こういったものをどう考えるか。まあこういうことがまず料金問題の先行する話だと、こういうことでお尋ねをいただいているわけでありますが、今まで、このごみのこの焼却については、まあそれぞれ、この長門にしろ萩にしろまあその可燃性があるもの、まあこういったものについていろいろ限定をしているわけであります。今回は、新清掃工場ということで、かなり粗大ごみについても、それを切断するようなこと、可能になるような大型切断機をまあ設置することとしておりますので、まあ、例えば、今までもできなかったようなもの。例えば、畳等の可燃性の粗大ごみ。こういったものも切断することができますので、受け入れることができる。まあこういうふうな一つの大きな変化はあろうと思います。今まで、例えば、長門市におかれましては、これは２８年度までは、現行の可燃ごみの区分と同じで、長門市の第２リサイクルセンター、こういったものが供用開始されます２９年度以降は容器包装リサイクル法の対象となりますプラスチック製のもの、あるいは紙製のもの、こういった容器包装は、焼却対象からまあ外して、リサイクルの世界にこの移すと、こういうふうな計画もお持ちでございます。こういったことは、今から長門市の方で今、対応される話でありますから、私どもは、例えば、可燃ごみの範囲が、現行よりも広くなる。要は、今、私どもは不燃ごみとしてこの大井の不燃物処理場で搬送されております、まあそこで処分されています容器包装リサイクル法対象外のプラスチック類、プラスチック類の例えば、あのポリバケツとか、あるいは子供のいろんなポリ製のいろんな玩具とか、こういったものは今まで焼却対象にしておりませんでしたが、こういったものも対象になろうと言うことで今、考えているわけであります。そういった意味で、とにかく受け入れるごみ、これは当然ながら、長門と萩は統一を図らなければならないわけでありますから、そこについては、今からこのまさにこの両市におきますところ

のいろんな検討を進めていかなければならないわけであります。

そして、この中で、今、もう一つお尋ねになりましたのは、ごみ処理のこの原価と算定方法と、こういうようなことであります。これは、大変技術的な話ではございますが、おおざっぱな話をさせていただきますれば、その、今から２０年間、こう今から契約をし、この具体的には、株式会社はないろ、まあこれが運営管理をしてくれるわけですが、そこに払いますところの委託料、あるいは焼却灰、焼却飛灰のこの処理費、これも相当であります。こういったもの。あるいは、新清掃工場のまあ減価償却費とか、あるいは、この、組合の運営費とか、まあそういったもろもろのもの、こういったものを総計をいたしまして、まあ２０年間の総ごみ処理量、まあこのあたりについてもいろいろ推計も入りますが、そうしましてごみ処理原価１０キログラム当たりこの税抜きでいくらになるか、こういう計算をしております。まあ今、非常に概算でありますが約２００円弱のですね、この計算が出ているわけでありますが、このあたりも今から検討いたします内容の、民間の方も入れまして、しっかり御議論いただく中で、ちゃんと一つの御議論をいただこうと、こう考えているところであります。

そしてまた、まあいろんな形で今からそういった問題にもこう当たっていくわけでありますが、具体的にそれでは今、この審議を行うというその委員会のこの構成はどうなるのかとこういう話でありまして、ごみ処理手数料審議会、こういう仮の名前をつくっておりますが、ここでそれぞれ、長門市から６名、萩市から６名計１２名程度のものを今、予定をしております。想定をしております。萩市におきましても、そのメンバーについては、それぞれ私どもが今、ちょうど持っておりますこの萩市廃棄物の減量及び地域美化推進審議会というのがございますので、そのメンバーを中心にまああのいろんな意味でもう一度再考をしながら、この考えていきたいと思います。長門市におかれましても、これは長門市の方で、この大西市長はじめ皆さんで、御検討いただくことにしておりますので、あわせましたとにかく１２名。それぞれ先ほど来、申しておりますように、この市民の代表あるいは事業者、あるいは学識経験者、まあこういうような形で代表者を選んでいただきまして、そこで今まで事務局がいろいろ議論し、まあ資料等つくっておりますので、そういったものをこの素材に御議論をいただき、一つの案をつくっていただく。それを、この２５年度の２月の定例会に何とかして間に合うようにですね、成案を得て、そこで議会で御審議をいただこう。まあこういうことを考えているところであります。まだ、委員会のメンバー等はですね、まだ詰め切っておりませんので、早急に、とにかくこれは、この春には何とか動き出さなければならないわけでありまして、そういうようなことで今、粛々とですね、その準備を進めているところであります。

まあ、手続きの問題、これは、議員御指摘のように、大変その今、長門と萩のまあ差というのがありますので、それを埋めるための努力をしていかなければならない。これは御指摘のとおりでございますので、しっかりいろんなこの県内の情勢とか、あるいは今までの長門、萩の歴史的な経緯、これもありますし、利用者の関係もあります。もろもろのことを勘案しながら、しっかり御議論をいただいて、決定をしていく。そして最後、この委員会といいますか議会の方で、そのことを報告をしながら、しっかりした御審議をいただこう。こういう手順でありますので、御理解を賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長（柴田保央君）　５番、岡﨑議員。

○５番（岡﨑　巧君）　ちょっと再質問させ

ていただきます。

あの、今その、ごみ手数料審議会の話も一緒にされましたけど、まず最初にですね、萩のこのごみの手数料の考え方というのがですね、まああの、現行は収集・運搬等の事業面から算出される方法で、今回新たにですね、その手数料を定める定めようとする考え方にまあいろいろ原価を計算してやるという考え方。私は、これはぜひあの必要だろうと思っています。で、それに対してですね、今まで長門市があのやっていたのはですね、行政サービスの一貫として低く抑えられたと。この考え方はですね、ごみ処理原価がまあ明確でなく、料金設定算出の根拠、これももうはっきりしません。ということは、論理的でないと言うことが言えるだろうと思います。そのこの原価をですね、はっきり今回の審議会で定めたいということですので、それが決まればですね、その当然、あの市民、事業者も応分の負担というのはですね、わかりやすくまあ説明できるんじゃないかと。だから、私は、これをですね、こういう考え方というのは、もうぜひ必要で、あの賛成しております。ただ、先ほど管理者も触れられましたが、今、現状はですね、長門市のごみ処理手数料と、持ち込みごみですね。萩市とでは相当の差異があります。だからこの調整というのがまあ大変まあ難しい、困難なことが予想されるわけですが、あの、先ほども管理者が触れられましたその審議会。ごみ処理手数料審議会の構成が、長門、萩６人ずつで１２人でやると。で、まあ予算も計上されてます。そこでちょっとお尋ねしたいんですが、その構成のですね、例えば、今、予定されていますのが、市民・事業者の代表、学識経験者、こういうことを言われていますが、例えば、２名ずつになるものか、それとも萩、長門でそのお互いにですね、その何ていうんですか、決められた数で審議会を構成されるのか。また、女性のですね、その登用ちゅうんですか、というのについても、ちょっとお答えいただけたらと思います。

○議長（柴田保央君）　管理者。

○管理者（野村興兒君）　手数料のまあ基本的な考え方ということでありますが、今、お話がありましたように、あるいは前回も私の方から御説明申し上げましたように、まあ国の方の考え方が変わってきた。これは、法ができまして、そして基本的な考え方、これが、まあ平成１７年にこの具体的な基本的な方針が出されたわけであります。国の施策として一般廃棄物処理については、有料化の方向でこの検討していくと、そういうふうになったわけです。私どもそれまでは、ごみはこれは自治体の固有の業務である。だから、これはですね、無料で行うべきだという話でありました。今、私どももその中間的なこの考え方に基づきまして、例えば、ごみ袋は有料制であります。しかしこのそれぞれ枚数を決めまして、最低限のですね、普通の生活をした場合のこの排出するごみの量ぐらいは無料にするという前提でごみ袋を無料で配付をしております。まあこういったことも、今までの考え方の名残でございますが、まあそういったものを、こういったこと等の中で、一定量超えたら、これは有料化していくよ。こういう話で、ごみの減量化にあるいはリサイクルに御協力を願いたい。まあこういったことで、今、ほぼ定着をしてまいっているところであります。しかし、このごみの焼却場に持ち込むときの手数料が、今は萩は５０キログラムまでが５００円。長門の場合は、この家庭ごみ、１００キログラムまでは無料。そして、１００キロ超える毎にということで、それぞれの値段が決まっているわけであります。事業系ごみは、この４２０円。１００キロ超えますとそういうふうな形で設定される。このあたりは何らかの調整が必要であろうと思います。その、それぞれのごみの家庭ごみの収集。これは収集の関係とか、まあ今までの考

え方とか歴史的な伝統とかいろんなもの。あるいは、その収集されるその地域の交通事情とか集落の形態とか、いろんなものが違いますので、まあこれはなかなかですね、難しいなと。だからそこはともかくとして、ごみをその焼却場に持って来たときの、その特に事業系のごみですね。家庭ごみ以外のそのあたりについての調整は、これは、やらざるを得ないだろう。こういうふうに思っています。まあいずれにいたしましても、今、おっしゃったように、その原価という考え方。これをまあ論理的にやると。こういうことでありますから、この料金設定の根拠を市民の皆さんにわかりやすく。その審議会におきまして、まさにその一番初めの考え方から説明をしていく。こういった形をとり、そしてその結果をまた審議会で皆さん方に御審議をいただく。こういう形を取りたいと思うわけであります。まあ審議に当たりましてのメンバー、これは先ほど来、申しておりますように、市民の代表あるいは事業者の代表、あるいは学識経験者、こういった構成でまあ６名ということであります。できるだけ、このあたりもですね、長門と萩でバランスをとれますように。そして、ごみの問題、家庭ごみの問題は、処理をされるのは大部分が家庭の主婦、女性でありますので、今、私どもはすべての委員会、審議会、この３分の１ルールというのを持っていまして、必ず３分の１は女性の委員とするということでありますから、私どもは当然、そういうことを想定をしております。まあ、あの、大西市長とも相談をしながら、その辺りのですね、バランスを取って、行いうるようにより委員制定に当たりましては、極端にですね、長門と萩がこの形が異なることがないように、十分あの調整をしながら、御意見を聞きながら、やらせていただきたいと思います。

○議長（柴田保央君）　５番、岡﨑議員。

○５番（岡﨑　巧君）　それとですね、その、この審議会でこのまあ審議されるこの新年度からですね、立ち上げられて審議されるわけですが、その何回ぐらいですね、その審議回数をやられて。それと審議の過程でですね、その議会、あるいはそのまあ議会以外でも構いませんが、その経過報告というようなことについては、あの、どのような考えを持たれておられますか。

○議長（柴田保央君）　管理者。

○管理者（野村興兒君）　回数はまあ、あの内容の審議の如何でありますが、基本的にはまあ大体４、５回ということでございまして。そしてまあ、あの、１年かなり短時間でやって参ります。まあ途中経過というようなことで、お話をするよりもむしろ、たたき台、成案としてですね、出てきたものを議会で御審議をいただく。案として出す。こういうことにさせていただければと思います。

ほぼ論点はですね、決まっておりますし、先ほど岡﨑議員からお話ございましたように、その原価というものについての考え方。まあこうすれば、まあ一つの方向が出てくると思います。それについて、岡﨑議員も御議論なしと、こういうことでございます。まあ後の計算の仕方。いろんなものがありますけども、そういうようなことでとにかく、ある程度の方向、今、両市ともに計画を持っておりますので、その計画に即した形の料金設定。しかしまあ、いろんな経緯もありますので、その辺りの事情は十分斟酌をし、最後はこの議会で十分また御審議をいただく。万全を期したい。こういう考え方でありますので、ぜひ御理解いただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長（柴田保央君）　５番、岡﨑議員。

○５番（岡﨑　巧君）　最後にします。あの

ですね、この審議というのがですね、その審議会でやられると思うんですですけれど、私はね、もう全会一致が原則だろうと思っています。どういうのになるかもわかりませんが。そうするとですね、その、例えば、この今度はその原案がこの議場に上がったときに、あの、私はあのもちろん長門のあの議員ですし、萩の議員もおられるんですけれど、それぞれですよ、市民の代表って言うんですか、代表の方が決められたその原案に対してね、そのなかなかそれは市民、結局、何が言いたいかというと、格差がありすぎてですね、今。長門と萩のですね、持ち込み手数料。それが一遍にですよ、長門の分が萩と同じようになるということになるとですね、多分、市民感情というか事業者というのがですね、なかなかあの難しいんじゃないかと。理解が。そう、原価方式というのがわかってもですよ。だから、その辺のところでですね、何かこううまい具合に調整っちゅうんですか。いくらかそのすぐにあの議会にだされてあのその採決というような形ではなくね、ワンクッションか何か置いた形で出てきて、出していただけばですね、その、あんまりもめることはないかもわかりませんが、それを危惧するわけですよ。こういう問題は、手数料の問題はですね、あの採決して、挙手で決めるというような私は問題にならないだろうと。そういうふうにはしていけない。しちゃいけない問題であろうと思っています。お互いにその意見を交換しながら、この辺ならいいんじゃないかというふうな線を出さないとね、最終的にこの議会でその多数決をとって決めるというような、これはこの手数料の案件はなじまないと。このように思っていますが、管理者はどのようにお考えですか、

これを聞いて終わりたいと思います。

○議長（柴田保央君）　管理者。

○管理者（野村興兒君）　一般論でお話をさせていただきますれば、いろんな今、この物事の決定、市のまあ予算からいろんなものがございます。例えば、この防災関係についての防災計画。こういったものは、これは市民の安全・安心にもっとも関係いたしますが、これは防災会議という形で、このしっかり御審議をいただきまして、そして計画決定をしていく。これはもちろん、議会の決定事項のものもあります。そうでないものもございます。そういうふうなこと、もろもろのことはそういう形をとらせていただいておりますので、まあ一般的なルールに従って、という考え方にすれば、まあその審議の過程、決してその全会一致でものごとが決まるということは、今、ほとんどありません。必ず議論が出てまいります。いろんな今、各分野におきますところのいろんな施策の関係は、まあできるだけこういった市民の、皆さんの代表をもってして、議論をいただき、そしてここに提案をいたしますが、議会でもいろんな御議論をいただきまして、修正するときもありますし、そのまま議案のとおりいくものもございます。

今回の場合、今、非常にこの手数料の話については差があるというお話ではございますが、基本的には１９年にですね、萩市、長門市ともにですね、実はこの計画決定をしているわけであります。これは一つ具体的にですね、処理原価においた手数料の見直しを検討するということは、既に計画が決定されているわけでありますから、そこで全くこの今までの考え方とは違うものがですね、今、ここで審議をされるとか、そういうことであれば、これは岡﨑議員、御懸念のことも最もだと思いますが、一つの大きな流れは、もう長門市におかれましても、一つの方向は出されておる。私どももそういう方向で今、やってきているわけでありますから、あとはその価格のですね、その額が少しその辺りについてのこの原価計算でどうかと。こういったことぐらいを、集約をできるんではなかろうかと思い

ます。まあ事業者の方もいろんな御意見があろうと思いますが、まあそれは一つ大きな有料化という今、流れだと思いますので、まあそこのところまあこれは、長門市のことは大西副管理者、市長いらっしゃいますので、いろいろお考えだろうと思います。これ以上、立ちいたって私からお話することもどうかと思いますので差し控えますが、そういうようなことで一つのですね、通常のものごとの決定、議会との関係は、そういうようなことで今まで実施してきておりますので、まあそういうふうなことでぜひ御理解をいただきますように。もし途中の段階でいろいろお聞きの点があれば、私どもにお話いただきますれば、私どももももちろん審議会の方に、いろんな形でこういう御意見があるということも報告をいたします。そういうようなこと、今までの議論の関係ですね、岡﨑議員から御指摘いただきましたことも当然、紹介をしていこうと思っておりますので、どうか御理解を賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長（柴田保央君）　副管理者。

○副管理者（大西倉雄君）　あの、今、御質問がございまして、長門市のこともございますので、私からも御答弁を申し上げたいと思います。

まあ一つは手数料審議会が開かれるわけでございますから、そういった手数料審議会がどういう結論を得るのか。それをこう予測で判断をしてものを言うのはいかがかと思っておりますから、それは避けたいと思っておるところでございます。しかしながら、先ほど来、話がございますように、本来ですと長門市も２１年からそういった持ち込みのごみについてはですね、あのう、見直しをするということが言われていたわけでございますけれども、御案内のように、この一部事務組合で萩市と両者で新清掃工場をつくるということで、そういった中においてですね、新清掃工場ができた段階まで先送りをするというふうにこうなったというふうに私は引き継ぎを受けているところでございまして、そういう意味合いにおいてはですね、あの、議会の皆様方もそういう御認識であろうかと思いますけれども、まあそういった中で、審議会でまあこういこうぞっという料金が決まりましたら、それを見た上でですね、長門市はあの大きく差異が出たとするならば、それはそれなりの措置も講じていかなきゃいけないこともあろうかと思いますけれども、現段階ではですね、あのそういう予測に基づいての発言は控えたいと思っています。

○議長（柴田保央君）　ようございますか。岡﨑議員の質問は終わりました。

以上で一般質問を終了いたします。

日程第５　議案第２号から議案第４号まで

○議長（柴田保央君）　日程第５、議案第２号から議案第４号までを一括して、議題といたします。

議案第２号　平成２４年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第４号）
議案第３号　平成２５年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算
議案第４号　工事請負契約の変更について

○議長（柴田保央君）　提案者より、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者　野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君）　本定例会に御提案をいたします３議案について概略を説明させていただきたいと思います。

まず、議案第２号平成２４年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第４号）につきましては歳入歳出それぞれ６，０１６

万円を減額し、歳入歳出予算総額を４億８，６９４万４，０００円とするものであります。

これは、萩市において事業を行っている新清掃工場のアクセス道路となる市道小原畦田線道路整備事業の入札減並びに設計変更による工事請負金額の減額に伴う道路整備事業負担金の減額による補正であります。

次に、議案第３号平成２５年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算につきましては、本組合を構成しております萩市及び長門市と協議調整したものでございます。

平成２５年度は、日立造船株式会社による新清掃工場の本体建設工事が２年目を迎え、いよいよ現地着工いたします。両市の行財政を取り巻く環境は引き続き大変厳しい状況でございますが、市民の皆様の生活を守る上から、平成２７年４月の施設稼働に向けて着実に取り組んでまいります。

平成２５年度の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１０億９，９３９万３，０００円の計上となりました。これは、前年度当初予算額に比べて４億３，６２２万８，０００円の増額であります。

歳入予算について、第１款分担金及び負担金は、本組合を構成する萩市と長門市の分担金で、萩市が３億７，０９５万１，０００円、長門市が３億１，０９４万５，０００円、合わせて６億８，１８９万６，０００円の計上であります。これは、前年度当初予算額に比べて１億８，８９４万２，０００円の増額であります。

第２款国庫支出金は、環境省の循環型社会形成推進交付金３億２，０９７万円の計上で、前年度当初予算額に比べて２億２，４０４万円の増額であります。

第３款繰越金は、平成２４年度決算が確定した後に補正する予定であります。

第４款諸収入は、阿武町からの受託事業収入、９，６５２万４，０００円と預金利子および雑入を合わせて９，６５２万６，０００円の計上で、前年度当初予算額に比べて、２，３２４万６，０００円の増額であります。

次に、歳出予算について、第１款議会費、２０４万２，０００円は、前年度当初予算額に比べて３３万２，０００円の増額で、組合議会の議員報酬、議員の先進地視察費及び組合議会の運営に係る経費を各節に配分計上いたしております。

第２款総務費４，１４９万１，０００円は、前年度当初予算額に比べ２９８万２，０００円の減額でありますが、萩市、長門市両市の有識者の皆様で構成するごみ処理手数料審議会の設置と運営に係る経費３８万８，０００円、本組合事務局の職員給与等負担金等の組合の運営に係る経費と公平委員会及び監査委員の運営に係る経費を各節に配分計上いたしております。

第３款衛生費１０億５，４７８万７，０００円は、前年度当初予算額に比べて、４億３，８８７万８，０００円の増額でありますが、新清掃工場用地造成工事の平成２５年度分２億７，０８６万、本体建設工事とその施工監理業務の平成２５年度分、それぞれ、６億８，５４８万２，０００円と、２，０８１万３，０００円、市道小原畦田線整備事業負担金６，５０２万円、小原地区飲料水施設の維持管理に係る経費２２万円、その他新清掃工場整備に係る経費を各節に配分計上いたしております。

第４款公債費は、一時借入金利子、７万３，０００円、第５款予備費は１００万円の計上で、前年度当初予算額と同額であります。

次に、議案第４号工事請負契約の変更についてでありますが、これは新清掃工場用地造成工事に係る工事請負契約の一部を変更することについて、組合議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第２号から第４号について、その概略を御説明申し上げました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（柴田保央君）　以上で、上程いたしました議案に対する提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

まず、議案第２号平成２４年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第４号）に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（柴田保央君）　次に、議案第３号平成２５年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（柴田保央君）　次に、議案第４号工事請負契約の変更についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

以上で、議案質疑を終わります。

討　論

○議長（柴田保央君）　これより、討論を行います。討論はありませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。

表　決

○議長（柴田保央君）　これより、採決を行います。

まず、議案第２号平成２４年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（柴田保央君）　起立全員であります。よって、議案第２号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号平成２５年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（柴田保央君）　起立全員であります。よって、議案第３号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号工事請負契約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（柴田保央君）　起立全員であります。よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成２５年２月萩・長門清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

午前１０時５２分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

平成２５年２月１３日

萩・長門清掃一部事務組合

議　長　柴　田　保　央

議　員　阿　波　昌　子

議　員　青　木　賢　次